

令和 8 年 4 月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和8年4月28日（火）午後3時00分から午後4時45分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 24人	1 番	百瀬 泰紀	2 番	小林 節夫
	4 番	武井 茂善	6 番	久保 節夫
	7 番	松田 和久	8 番	河西 穂高
	9 番	丸山 茂実	10 番	矢嶋 壽司
	11 番	御子柴清市	12 番	塩原 秀俊
	13 番	田中 悦郎	14 番	細江 弘光
	15 番	塩原 俊昭	16 番	松尾 英志
	17 番	濱 博	18 番	齋藤 勝幸
	19 番	奥原 邦義	20 番	倉科 孝明
	21 番	塩原 至	22 番	古畑 英俊
	23 番	二村 喜子	24 番	上條信太郎
	25 番	山田 久子	26 番	村山さえ子

(2) 推進委員 17人	推1 番	原 弥生	推2 番	小笠原鉄夫
	推3 番	梶原 知子	推4 番	古家 豊和
	推5 番	百瀬 文仁	推7 番	上杉 壽和
	推8 番	石川 克彦	推9 番	横山 竜大
	推10 番	手塚 稔幸	推11 番	中野 浩史
	推12 番	横山 泰治	推13 番	清水 麻未
	推14 番	原口 知明	推15 番	平林 章司
	推16 番	丸山 貴久	推17 番	太田 稔
	推18 番	百瀬 一郎		

4 欠席委員

(1) 農業委員 1人	5 番	中川 敦
(2) 推進委員 1人	推6 番	赤羽 武史

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件……（議案第1号～第4号）
- イ 所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件………（議案第5号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件………（議案第6号～第20号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件………（議案第21号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件………（議案第22号～第26号）
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件…（議案第27号、第28号）

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- ウ 公共事業の施行に伴う届出の件
- エ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による届出の件
- カ 農地法第5条の規定による届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

- ア 令和7年度松本市農業委員会業務報告……………（議案第29号）
- イ 令和8年度松本市農業委員会業務計画（案）……………（議案第30号）

(2) 協議事項

松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について（令和8年2月受付分）

(3) 報告事項

- ア スマート農業推進施策に係る専門的調査について
- イ 農業委員会事務局及び農政担当課の職員体制について
- ウ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	清沢 卓子
		//	局長補佐	田中 隆利
		//	係 長	田中 貢治
		//	主 任	石坂かほ里
		//	主 事	丸山 裕子
		//	主 事	西森 朋恵
		農政課	係 長	望月 優
		//	主 任	村山 香織
		議会事務局	課長補佐	中田 雅基

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 18番 齋藤 勝幸 委員
20番 倉科 孝明 委員
〔書記〕 田中局長補佐、田中係長

13 会議の概要

議長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

別冊の総会資料をお手元にご準備ください。

初めに、議案第1号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程いたしますが、本日、中川代理が欠席のため、議案第2号についても併せて上程いたします。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、地元の委員から説明をいただきます。

1番、御子柴委員、お願いいたします。

御子柴農業委員 この会社はこの前お伺いをして、再度ちょっと確認を取ってきました。今年より本格的に米作りをするということで、芳川の田んぼで既に耕起をして、水張りを行う段取りになっております。それで、無農薬栽培をするということにこだわりを持っているようで、一生懸命やるということになっていきますので、圃場とかあぜの管理をちゃんとやるようお願いを伝えたので大丈夫だと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、続きまして2番、小笠原推進委員、お願いします。

小笠原推進委員 ○○さんでございますけれども、年齢が39歳で里山辺に住んでいらっしゃいますが、ブドウ園がなかったものですから、今回取得しまして、ブドウ栽培に取り組んでまいりたいということでございますので、将来有望な1人と思います。

議長 続きまして、3番と4番、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員 3番の○○さんですけれども、安曇野市在住なんですが、既に安曇野市の小倉地区におきまして、もう8年ほどリンゴと梨の栽培をされております。今回、事業拡大のため梓川で新たに農地を借り受けるということで、新規就農扱いとなるものであります。40歳と若手でありまして、地域の担い手として期待したいと思います。

4番の○○さんも、先ほどの○○さんと同様、既に安曇野市の小倉地区におきましてリンゴの栽培をされている方です。事業拡大で梓川の農地を借りるということで、新規就農扱いです。こちら38歳と非常に若くて、やる気がありますので、地域の担い手として頑張ってもらいたいと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、事務局から議案の説明をお願いいたします。

石坂さん。

石坂主任

特記事項等ございませんので、議案の説明に入ります。

別冊資料の1ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件、議案第1号です。

6ページをご覧ください。

合計のみ申し上げます。

筆数243筆、貸付人154名、借受人98名、権利設定面積
33万9,978平米となります。

続きまして、議案第2号です。

合計のみ申し上げます。

筆数1筆、貸付人1名、借受人1名、権利設定面積1,289平米となります。

議案第1号、第2号は以上となります。

議 長

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決においては農業委員の方を対象に伺います。

議案第1号及び第2号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、同様、丸山委員には退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議 長

事務局から説明をお願いいたします。

石坂さん。

石坂主任

議案第3号です。

合計のみ申し上げます。

筆数2筆、貸付人2名、借受人1名、権利設定面積2,321平米となります。

議案第3号は以上です。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第3号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙
手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
丸山委員の入室をお願いいたします。

(丸山農業委員 入室)

議 長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取
する件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になります
ので、同様、奥原委員には退室をお願いいたします。

(奥原農業委員 退席)

議 長 事務局から説明をお願いいたします。
石坂主任。

石坂主任 議案第4号です。
合計のみ申し上げます。
筆数2筆、貸付人1名、借受人1名、権利設定面積1,032平米となり
ます。
議案第4号は以上です。

議 長 ただいまの説明に対しまして皆様から質問、意見等ありましたら、発言を
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第4号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙

手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
 奥原委員の入室をお願いいたします。

(奥原農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第5号 所有権移転に関する農用地利用集積等促進計画
 要請の件について上程いたします。
 事務局から説明をお願いいたします。
 西森主事。

西森主事 議案第5号についてご説明いたします。
 別冊資料8ページをご覧ください。
 所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件について、合計
 のみ申し上げます。
 件数4件、筆数7筆、合計面積1万6,266平米となります。
 以上、ご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
 発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
 議案第5号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙
 手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
 続きまして、議案第6号から20号 農地法第3条の規定による許可申請
 許可の件、15件について上程いたします。
 事務局から説明をお願いいたします。
 西森主事。

西森主事 それでは、総会資料の1ページをご覧ください。
 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

参考資料として、新規就農者の情報を３ページに掲載しております。
議案第６号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第７号、新規就農のため、所有権を移転するものです。
議案第８号、経営承継のため、所有権を移転するものです。
議案第９号、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第１０号、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第１１号、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第１２号、新規就農のため、所有権を移転するものです。
２ページへ移ります。

議案第１３号、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第１４号、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第１５号、農地保全のため、所有権を移転するものです。
議案第１６号、農地保全のため、所有権を移転するものです。
議案第１７号、農地保全のため、所有権を移転するものです。
議案第１８号、新規就農のため、所有権を移転するものです。
議案第１９号、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第２０号、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

以上１５件につきまして、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議をお願いいたします。

議 長 地元委員の方の意見を伺います。
６号、矢嶋委員。

矢嶋農業委員 この〇〇番の農地につきましては、遊休荒廃地候補に入っていた場所でありまして、この譲渡人の〇〇さん、後継者いないものですから、手放したいということで、〇〇の〇〇を経営している〇〇さんが買い受けて、ちょうどですね、現地確認、多分、市の農業委員会と、それから委員の皆さん見ていただいたと思いますけれども、そのときにいろいろ片づけていたというのをご覧になったと思いますけれども、今年はちょっと物置があったり、そういうことで、まだ使えませんが、今年かけて整理をして、来年から農地として使うということでお話を聞きましたので、問題ないというふうに思います。
以上です。

議 長 続きまして、７号、丸山委員、お願いします。

丸山農業委員 先日、４月１５日に〇〇さんのお宅に伺って話を聞いてきました。〇〇さんのご両親は、既に〇〇のほうに家を建てて引っ越してきていまして、今回、新規就農で名前の挙がっている〇〇さんは、これから〇〇のほうの農地をということで考えていたそうです。しっかり話を聞いてみると、昨年、〇〇さんのお宅の水田を試しにやってみたということを言っていました。

今回畑を借りるということで、そこにジャガイモだとかサツマイモを作りたいということで話を聞きました。水田を作られているときにも、家族みんなで行っている状況を私も見ておりますので、特に問題ないかと思います。

以上です。

議 長 続きまして、8号、9号、松田委員、お願いします。

松田農業委員 8号ですけれども、〇〇さん、親子になるんですけれども、〇〇さんが高齢になったということで、息子の〇〇さんに贈与によって経営を譲るということでありますので、問題ありません。

それから、9号でありますけれども、〇〇さんの中古住宅を〇〇さんが購入するということで、それに付随する農地でありまして、問題ありませんし、既に〇〇さん、水田も取得されて、河西委員さんの指導の下に耕作を始めているということでありますので、問題ありません。

以上です。

議 長 続きまして、10号、小笠原委員、お願いします。

小笠原推進委員 里山辺地区なんですけど、この〇〇さん、ご自宅の南側にも土地を所有しているんですが、この表記されている土地につきましては、家のすぐ西隣ということで、〇〇さんが〇〇のほうに住んでいらっしゃるんですが、農業をしないということですので、この際、〇〇さんと売買の契約が整いまして、〇〇さんが農業をしていくということで、問題ないと思います。

議 長 続きまして、11号、武井委員、お願いします。

武井農業委員 譲渡人の〇〇さんですけれども、農地を相続したわけですが、自宅から遠く、維持管理が困難ということで、隣接地の〇〇さんに所有権を移転するものです。〇〇さんは、以前からもうこの土地を借りて野菜を作っておりましたので、今回正式に3条で所有権を移転するものでございますので、問題ないということで、よろしくお願いします。

議 長 続きまして、12号、久保委員、13号もお願いします。

久保農業委員 赤怒田、〇〇さんはお兄さんで、弟の〇〇さんに譲るという話でありまして、実際古民家があって、下の〇〇という2つは実際作っておりますから、何ら問題はありませんが、実際は〇〇の4,005平米というところは、10数年前にここを構造改善と、それから当時の補助金使って防護柵造って、その中でソバをやろうという会をつくってやったんですが、どういうわけか頓挫して、今は原野に近くなっております。一応パトロールは〇〇さんがしていますが、ほとんど使っていないところですので、仕方ないかな

と、自己保全かなというところで見えてきました。

次、13号は、これは〇〇さんが離れていますので、受けた〇〇さんの家のちょうど前の畑ですので、ちょうどいい話になったということで、問題ありません。

議長 続きまして、14、15、16、17号まで、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員 議案14号ですけれども、〇〇さんが農地1筆、1,747平米を〇〇さんから贈与により所有権移転を行うものです。場所は、上角地区にあります〇〇ここを上った西側200メートルぐらい行ったところの畑地帯の一角になります。〇〇さんは長らく自然農法の栽培に取り組まれている方で、自身は後継者がいないため、自然農法を受け継いで営農してくれる方ということで希望を持っておりまして、実は昨年11月にも同じく〇〇さんがこの今回の〇〇さんに自然農法の園を贈与したという経過がありまして、今回こちらの農地につきましても、再び贈与でお渡ししたいということで話がまとまりました。特段問題ないため、許可は適当だと考えております。

続いて、議案15、16、17号なんですけれども、これらは、関連しておりますので、一括説明いたします。

今回、〇〇さんが農地、都合3筆、1,020平米を〇〇さん、それから〇〇さんの2名から贈与によりまして所有権の移転を行います。場所は北大妻地区の〇〇の東に入った200メートルぐらいの集落内の農地になりまして、〇〇さんの自宅からも近く、〇〇さんが主に生産を行っておりますセルリーのハウスに隣接した農地ということになります。3筆の農地で1枚の圃場となっております、これまで〇〇さんが耕作されておりましたけれども、自宅から遠く、高齢のため、近くの方どなたかで作っていただけの方を探していたということで、今回、〇〇さんに贈与という話でまとまりました。特段問題はないので、許可は適当と考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、18号、塩原至委員、19、20号もお願いします。

塩原（至）農業委員 18号については最後に言いたいと思います。

19号であります、〇〇さんが農業をやめるため、〇〇さんの屋敷の隣ということで、〇〇さんはその周りに農地を持っておりますので、続きを作るといって、売買して問題ないかと思えます。

それから、20号ですが、〇〇さんも農業ができないということで、〇〇さんが、隣に野菜等作っておりますので、そこに売買するというので、これも問題ないかと思えます。

次に、18号ですけれども、〇〇さんが今、こちらにいないで、〇〇さんに贈与でやるということで、この間、〇〇さんと現地で行き会いまして、場所は〇〇のすぐ下にありまして、畑は三角とか楕円形とか、本当にこん

なところで農業ができるかなと思ったんですけれども、ソバを作るということで、これに関しては問題ない。農地保全ということで、いいかなと思っていますので、お願いしたいと思います。

久保農業委員 先程の話ですね。

議 長 はい。１２号の話です。

久保農業委員 全般的に何もしていません。〇〇が上のほうはソバ作ると言ったけれども、やめているし、けれども当時はソバを作るということで防護柵など全部やってあり、もったいないくらい。四賀にあのようなところはめったにない。

議 長 西森主事、何か事務局からコメントありますか。

西森主事 事務局から申し添えるすると、書類の記載内容と、代理人からのお話では、自家用野菜を作るということで、意気込みがあると伺っているので、今回この申請に至っております。

久保農業委員 自家用野菜は、狭いところで作ります。この広いところは、今後どうするかという話をもうちょっと大勢の地権者と打合せをしないといけません。ですので、今回は自己保全ということです。

議 長 現状は現状として、
迷惑かけないようにしっかりしてもらおう。農地は農地として管理してもらおうということを代理人も言ってもらおうし、また地元の委員の方もそれで対応してもらおうということです。

人に迷惑かけるような場所ではないし、状況でもないということを理解した上での判断になると思いますので、お願いします。

それでは、他の委員の意見を求めます。塩原委員。

塩原（至）農業委員 先ほどの１８号の〇〇さんについて、事務局からもしっかり指導してもらいたいと思います。

議 長 先ほどお話もありましたように、本人には迷惑をかけないように、きれいに管理をするようにという指導をしていただいているものですから、我々にできることはそれくらいです。また地元の委員の方はそこをチェックしてもらって、事あれば、農地パトロールなり、それなりの営みをしますし、そこでも対面で指導したりということを当然行うことになると思います。

ほかに質問、意見等ありましたら、お願いします。

〔質問、意見なし〕

議長 　　では、意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、15件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第6号から20号について、原案どおり許可することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議長 　　全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することとします。
続きまして、議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、1件について上程します。
事務局から説明を求めます。

西森主事 議長。
議長 西森主事。

西森主事 　　それでは、議案書の4ページをお願いいたします。
農地法第4条の規定による許可申請承認の件について説明いたします。
議案第21号、転用目的、住宅敷地です。農振除外済み、追認案件となっております。
以上、この案件につきましては、内容は議案書のとおりです。
また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしく
お願いいたします。

議長 　　地元委員の意見を求めます。
塩原至委員。

塩原（至）農業委員 21号ですが、別冊の10ページの写真を見ていただきまして、この四角に囲ってあるところに、屋敷もちょっと入っておりまして、父親が農地になっているということを調べないで屋敷等を建てたということです。
この周りが全部〇〇さんのスイカ畑ですので、別に農業には影響しないので、追認で致し方ないと思います。

議長 　　現地を見ていただいた委員の意見を求めます。塩原俊昭委員。

塩原（俊）農業委員 10ページの写真を見ていただいて、下のほうが道路になります。白い枠で囲んであるところが、申請地になります。周りがスイカ畑で、農地への影響はないということで、既に宅地の敷地になっていますので、追認ということで、やむを得ないというふうに見てきました。
以上です。

議長 　　周りのスイカ畑は本人のスイカ畑ですか。

塩原（至）農業委員 ええ、本人のものです。

議長 わかりました。
続きまして、全ての委員から、質問、意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、1件について集約します。
農業委員の皆様には伺いますが、議案第21号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、議案第22号から25号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、4件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。

西森主事 議長。

議長 西森主事。

西森主事 それでは、議案書の5ページをお願いいたします。
農地法第5条の規定による許可申請承認の件について説明いたします。
議案第22号、転用目的、砂利採取の一時転用です。
議案第23号、転用目的、住宅敷地です。こちらは追認案件です。
議案第24号、転用目的、駐車場です。こちらは農振除外済み案件です。
議案第25号、転用目的、駐車場です。こちらは農振除外済み、かつ追認案件となっております。
以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。
また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくをお願いします。

議長 それでは、地元の委員の意見を求めます。
22号、松尾委員。

松尾農業委員 先ほどお話のとおり、砂利採取、一時転用ということです。見てまいりまして、まずほかの農地に迷惑かけないかどうかということですが、これにつきましては、自動車、トラックの進入路、それから出て行くところ、ここについては問題ないと思っております。それから、後々の復元で

すけれども、全部書類に記載され整っていますので、問題ないと考えます。
以上です。

議 長 続きまして、23号、濱委員。

濱農業委員 23号ですが、12ページの写真を見ていただきまして、申請地と書いてある電柱の近所からずっと奥のほうへ白枠がありますけれども、こんなに幅はありません。電柱の際の始まりで30センチちょっとぐらいの、50センチあるかないかぐらいの幅で始まっていて、北のほうの奥のほうは、剣先という感じです。なぜこうなったかというのと、今、住宅敷地になっておりますが、この人が工事をやって宅地になったのではなくて、その前の地主の〇〇さんという方がここへ家を建てる際に、宅地造成をして、家を建てたわけですが、そのときに擁壁、コンクリートを打って仕切ったのですが、南側の電柱のほうだけ間違ったくいを目安にコンクリートを打ってしまったということで、所有が〇〇さんになる前に、〇〇さんが、〇〇さんに話をしたようですが、なかなか直らないまま来てしまったということで、これはこの機会にやっておかないと、ずっと違法転用状態ですので、直していただかなければいけないということで、やむを得ないと思います。
以上です。

議 長 続きまして、24号、横山委員。

横山推進委員 今井の場所ですけれども、〇〇という会社が、今まであった従業員用の駐車場を地主から返却していただきたいという願いの下、代替地を探しておりました。そして、会社から近いところに、ここ数年耕作されていない農地で、写真にも写っているのですけれども、住宅の横というような感じで、耕作しにくい場所なのかなというところに話を持って行きまして、今回の話となっております。いろいろな部分も含めて、致し方ないと思っております。

議 長 続きまして、25号、倉科委員。

倉科農業委員 25号ですけれども、今回、〇〇の代表役員であります〇〇さんが〇〇の駐車場の敷地を拡大したいということで、〇〇さんの所有の農地、1筆、78平米を所有権移転により転用するものです。場所は〇〇の目の前、東側に50メートルほど行った農用地の一角になるのですけれども、当該農地は、写真を見ていただいても分かると思います。手前が道路になっており、奥が南側で、現在駐車場として使用されている場所に挟まれています。間口が17～8メートル、奥行きが4～5メートルしかない非常に狭小な農地で、利用度は低いし、写真のとおり、実際にはここを通らない限り駐車場に入れないという場所となっております。ですので、追認案件として申請のあったものであり、本件の転用につきましては、やむを得ないとい

うふうに判断しております。

以上です。

議 長

続きまして、現地を見ていただいた委員の意見を求めます。

なお、26号は分離して審議します。

22、23号を塩原俊昭委員、24、25号を齋藤委員。

塩原（俊）農業委員 22号、島内の件ですけれども、場所が〇〇の東側300メートルくらい行った圃場整備された大区画のところを90アール、3枚の農地の砂利採取ということで、1年間の一時転用ということですので、やむを得ないというふうに見てきました。

それから、23号の島内の件ですけれども、これは〇〇の〇〇橋から〇〇へ上がって行く途中にあるところですので、写真で見ていただいて分かるように、コンクリート壁が隣の農地へはみ出して設置されてしまっているということで、現状追認という形でやむを得ないというふうに見てきました。

以上です。

議 長

齋藤委員。

齋藤農業委員

24号、今井ですが、地元の委員の言われるとおり、〇〇の駐車場用地ということで、コンクリートなしの砂利敷きです。24台分という計画です。農振除外済みで、やむを得ないと見てきました。

25号、梓川梓、これは追認案件ですが、〇〇の駐車場入り口に畑がありまして、今さらその駐車場を壊すということはできませんので、追認案件としてやむを得ないと思います。

以上です。

議 長

全体を通じまして質問、意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長

意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、4件について一括して集約します。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第22号から25号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。

続きまして、議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、1件について上程しますが、本件は委員に関係する案件になりますので、

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により倉科委員には退室をお願いします。

(倉科農業委員 退席)

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

西森主事 議長。

議長 西森主事。

西森主事 続いて、6ページをお願いいたします。
議案第26号、転用目的は、建築工事車両・建築資材置場の一時転用です。
こちらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。
また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしく
お願いいたします。

議長 それでは、地元の委員の意見を求めます。
原口委員。

原口推進委員 先日の25日に現地確認を行いました。今回は〇〇が住宅建築のために隣
接地である本件農地に対して、建築工事の車両及び建築資材等の置場とし
て〇〇さんの所有の農地1筆、499平米のうち150平米を賃借権によ
り一時転用するものです。場所は梓川俣の〇〇の西南200メートルほど
の集落の中にあるのですけれども、近隣に適当な土地もなく、一時転用で
あり、現在の耕作者である〇〇の同意も得られていることから、本件にお
ける転用はやむを得ないと考えます。
以上です。

議長 それでは、現地を見ていただいた齋藤委員の意見を求めます。

齋藤農業委員 地元の農業委員の言われるとおりです。一時転用、許可日から9か月、建
築資材置場として使わせていただくということですか。周りの農地に与え
る影響はありません。致し方ないと考えます。

議長 西森主事、こういう一時転用について、さっきの砂利採取は1年でしたけ
れども、期間の決め方に基準はありますか。

西森主事 議長。

議長 西森主事。

西森主事 一時転用は、最長３年間で決まりとして設けられているのですけれども、それ以外の期間であれば、特に何か月以内という基準は設けられていません。

今回の話ですと、実際に資材置場、建築工事車両を置くのにふさわしい期間というのは、相談を受けた中で判断するところにはなりますが、期間としては最長３年間、その中でふさわしい期間というと、実際に工事をする期間などを聞かせていただく中で判断するものになります。

議長 わかりました。
全体を通じて質問、意見等がありましたら、発言を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、農地法第５条の規定による案件、１件について集約します。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第２６号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
倉科委員は入室してください。

(倉科農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第２７号及び２８号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、２件について上程します。
事務局から説明を求めます。

西森主事 議長。

議長 西森主事。

西森主事 それでは、議案書の７ページをお願いいたします。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。
議案第２７号、笹部にお住いの〇〇さんが承認を受けるものです。
議案第２８号、大村にお住いの〇〇さんが承認を受けるものです。
以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 地元の委員の意見を求めます。
２７号、百瀬委員。

百瀬農業委員　　27号、場所は〇〇の信号から北に入ったところですがけれども、住宅に囲まれた農地です。〇〇さんの自宅に隣接している農地2筆、〇〇と〇〇ですがけれども、前者はもう田んぼとして代かきが終わっていました。後者のほうですがけれども、現況は畑になっています。ネギの栽培をされていたので、いずれにしても農地であるということで問題ないと思います。

　　以上です。

原推進委員　　〇〇さんの圃場ですが、現況は田が3筆あり水張りがされて、耕作されていますし、畑1筆の小さい部分は、ご自宅の近くですので、一部草はありましたが、起こして畑にしてありましたので、そのまま農地で耕作されています。

「質問、意見なし」

農業委員の皆様には伺いますが、議案第２７号及び２８号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからカについて一括説明を求めます。

議 長 西森主事。

８ページ、非農地証明の交付状況の件、２件、９ページから１１ページ、農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の件、２９件、１２ページ、公共事業の施行に伴う届出の件、３件、１３ページから１５ページ、農地法第３条の３第１項の規定による届出の件、２６件、１６ページ、農地法第４条の規定による届出の件、３件、１７ページから１８ページ、農

地法第5条の規定による届出の件、9件。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの報告について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言を求めます。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおりご承知おきをお願いします。

農地に関する事項の議事が終了しましたので、暫時休憩とします。

それでは、4時5分議事を再開します。

(休憩)

議長 それでは、議事を再開いたします。

それでは、議案第29号 令和7年度松本市農業委員会業務報告を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

田中補佐。

田中局長補佐 それでは、議案第29号 令和7年度松本市農業委員会業務報告についてご説明いたします。

それでは、資料の19ページをご覧ください。

本委員会では実施した令和7年度の業務実績について報告するものです。

資料は多岐にわたりますので、本日は主な項目を中心にご説明いたします。その他の詳細につきましては、資料をご覧ください。

まず、1の組織運営についてです。

初めに、(2)専門委員会の活動になります。

農業振興委員会では、令和7年度松本市農業施策に関する意見書を作成し、9月定例総会で決定したのち、10月3日に市長に提出し、11月7日に市長との懇談会を行いました。意見書は、「地域における「子どもの農業とのかかわり」の確保と、「中山間地域における獣害対策の充実」の2項目について構成しています。

続きまして、情報・研修委員会では、農業委員会だより第99号、第100号の企画・編集を行いました。また、移動農業委員会を梓川地区で開催し、猿被害対策の現状と課題について視察研修を行いました。

続いて、20ページをお願いします。

(6)ブロック活動の推進につきましては、各ブロックにおいて「1ブロック活動」に取り組みました。北東部ブロックでは、農地法等の学習及び地区課題に関する懇談会、南部ブロックでは、ラジコン草刈り機の実演見学会、河西部ブロックでは、タブレット研修及び地域農業課題に関する

懇談、西部ブロックでは、中信平農業水利事業に関する概要説明及び現地視察を実施しました。それぞれの実施内容や効果などは、詳細、資料をご確認ください。

次に、21ページ下段になりますが、2の個別協議の実施についてです。

まず、(1)農地法など法令業務の執行状況です。

農地の権利移動、転用、利用関係の調整等に係る案件について、農地法に基づく農地の所有権移転、農地転用申請等625件を審査し、必要に応じて現地調査や事情聴取を行い、適正な処理を行いました。

また、22ページ上段になります。農用地利用集積等促進計画案に関する意見聴取及び所有権の移転に関する農地利用集積等促進計画要請の件について審査を行いました。これらの詳細につきましては、資料6-1及び6-2をご覧ください。

続いて、無断転用防止活動については、必要に応じて事情聴取及び原状復帰の行政指導を行いました。無断転用の件数は、3月総会でも報告したとおり、年度末時点で違反79筆、約7.4ヘクタールとなっております。

農地所有適格法人については、年度末時点で64法人について確認を行い、このうち57法人は要件適用を確認し、7法人は引き続き確認中となっております。

次に、(2)農地利用の最適化推進です。

点線で囲われた部分になりますが、利用状況調査につきましては、4月から7月にかけて市内21地区で実施しました。

また、利用意向調査につきましては、154件、219筆、14.5ヘクタールを対象に実施し、92件、136筆、9.2ヘクタールの回答がありました。

また、非農地判断につきましては、2月19日に143筆、6.1ヘクタールを本年度対象地として確定し、3月17日に79の名義人へ通知をしています。全体として、再生可能と判断される遊休農地は減少傾向にある一方で、再生困難な農地が増加しており、非農地判断も積極的に進めたところです。

続いて、24ページをお願いします。

(5)農業者年金の加入推進及び(6)情報活動の推進です。

初めに、農業者年金につきましては、加入推進強化期間を設け、JA及び松本市農業者年金協議会と連携し、加入促進に取り組んだ結果、新規加入目標8人に対し、実績も8人となっております。

続いて、情報活動では、農業委員会だよりの発行やホームページ等による情報提供に加え、全国農業新聞の普及拡大にも努めてきました。

その他の項目につきましては、資料をご確認いただきたいと存じます。

以上で第29号 令和7年度松本市農業委員会業務報告の説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これに対しまして農業委員、推進委員の皆様からご意見やご質問ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、これより採決を行います。
農業委員会の運営に関わることでありますので、全員の皆さんを対象にお伺いいたします。
議案第29号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
次に、議案第30号 令和8年度松本市農業委員会業務計画（案）を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
田中補佐。

田中局長補佐

議案第30号 令和8年度松本市農業委員会業務計画（案）についてご説明申し上げます。
42ページをお願いします。
本案は、令和8年度における本委員会の業務方針及び業務の進め方を定めるものであります。
初めに、基本方針についてです。
まず、国の動きですが、農業をめぐるのは、担い手の減少や高齢化、遊休農地の増加、異常気象、資材価格の高止まりなど、様々な課題がある中で、昨年4月に改正基本法に基づく食料・農業・農村基本計画が公表され、今後5年間で農業の構造改革を集中的に進めていく方向が示されております。
こうした中、本市でも令和7年3月に地域計画が策定され、農業委員会としても、これまで目標地図の素案作成や地域との協議に関わってきたところです。
その後、市において、耕作者の意向を改めて把握するため、アンケート調査が実施されました。今後は、このアンケート調査の結果を踏まえながら、目標地図の更新や地域の話合いに協力し、地域計画のブラッシュアップにつなげていきたいと考えております。
また、これと併せて、農業委員会としては、日常的な最適化活動についても引き続き着実に進めていき、地域の実情を踏まえながら、農地の有効活用や担い手の確保に努めていく方針です。
続いて、重点推進事項についてご説明をいたします。
二重線で囲ったところになりますが、本年度の重点推進事項は、基本的には昨年度の内容を引き継ぐものですが、主な変更点として、地域計画のブラッシュアップに向けた取組を位置づけたこと、また農地相談会の開催を

新たに盛り込んでおります。

地域計画につきましては、市のアンケート結果を踏まえた目標地図の更新や、地域での話合いの参加などを通じて計画の見直しに協力していくものです。

また、農業委員活動の見える化推進につきましては、意見の提出、農地相談会、移動農業委員会の開催などを通じて農業委員会の活動を発信していくものです。

そのほか、デジタル化の推進や農地法の法令業務の改正、適正な執行については、昨年度に引き続き取り組んでいくものです。

以上が重点推進事項の概要です。

次に、業務の詳細についてですが、ここでは昨年度と主に異なる点を中心にご説明いたします。

まず、資料４３ページの専門委員会の活動では、情報・研修委員会の取り組みとして、今年度は県外先進地視察研修、それから農業活性化シンポジウムの開催を予定しています。

次に、資料４４ページをご覧ください。

（６）ブロック活動の推進についてです。

各ブロック長から提出いただいた活動計画を記載しております。スマート農業及びアルストロメリアの視察研修、営農型太陽光発電の研究、先進的な経営を行う農業者の視察、奈川地区遊休農地開発やドローン散布に関する視察研修などを予定しています。

資料４５ページをご覧ください。

（２）農地利用の最適化の推進では、市が実施した地域計画のアンケート結果を踏まえ、目標地図の更新とそれに基づく地域での話合いへの参加を記載しています。

あわせて、農地相談会の実施を通じて、農地の出し手と受け手の情報整理や担い手への貸付け誘導を進めることとしております。

資料４６ページをご覧ください。

（３）農政活動の推進では、市議会の懇談会の実施を記載してあります。

そのほかの業務につきましては、おおむね昨年と同様の内容ですので、詳細は資料のほうをご確認ください。

説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

これらのことに対しまして推進委員の皆さん、農業委員の皆さんから質問やご意見ありましたら、お出しをお願いいたします。

上條委員。

上條農業委員

ブロック活動推進の中の北東部ブロック、スマート農業及びアルストロメリアの研修について、長野県で推進しているが、目いっぱい状態になっている。これから確保していくことと、アルストロメリアは寒いところの

もので、ハウスも軒高が高いハウスじゃないと、作っても今後難しいということをして1つ助言しておきます。

それから、ハウス資材が今、高騰して、もう全く手が出せないことから研修をしても、果たしてハウスを建て、こういうものを植えることができるかというのは私の判断では、ほぼ不可能の視察になるため、何かほかのものを見たほうがいいんじゃないかなって思います。

以上です。

議長 アドバイスとして伺います。

上條農業委員 多分、南信へ行くんですね。

武井農業委員 いえ、違います。神田でやります。

上條農業委員 ああ、神田で。

百瀬農業委員 もう始めているところがありまして、〇〇君がアルストロメリアを始めているもんですから、そこで……

上條農業委員 この辺で始めているのは承知している。けれど、温暖化対策のハウスは、軒高が大体7メートルぐらいのオランダ型のハウスでやらないと、中の温度が普通のパイプハウスでは上がってしまい、アルストロメリアが花芽にならないです。

温暖化が進み、先進地で一番問題になっているのは、地温が下がらないで、羽根つきのようになり、生産量がどんどん減ってしまい成績が悪くなっている。一番簡単なもので、全農長野は勧めている。

一応先まで考えていくと、温暖化の中で不適切な品目で、科学的にも明らかだ。

今、生産もできなくはないというか、今、地中冷却等々できますし、高温化に対応できるような品種もぼちぼち出てきていますので、研修されるのはよいかと思いますので、よろしくお願いします。

議長 参考にして、ブロックで対応してみてください。
ほかに。

ここの中で、農地相談会を掲げさせていただいてありますけれども、今年は全地区ではなく、パイロット的に梓川で今年はやってみて、それが運営上、また成果的なことを精査した中で、全地域にいくのかパイロット的にやってみますので、それぞれご承知おきをお願いしたいと思います。

ほかに。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですか。

なければ、集約いたします。

農業委員会の運営に関わることで、全委員にお伺いをいたします。

それでは、議案第30号について、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

次に、協議事項、松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（令和8年2月受付分）の協議に入ります。

農政課から計画変更案の概要などについて説明をお願いいたします。

村山さん。

村山（農政課）主任 農政課農業政策担当の村山と申します。よろしくお願いいたします。

協議事項、松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について（令和8年2月受付分）ご説明をいたします。

着座にて失礼いたします。

では、資料50ページのほうをご覧ください。

（1）変更案の概要についてご説明いたします。

今回は、軽微変更1件、523平米についてご協議いただきます。

次に、資料51ページをご覧ください。

（2）経過は資料に記載のとおりとなります。

今年の2月に申出を受け、各地区農振協議会、現地調査、庁内調整会議が行われ、本日、農業委員会でご協議いただくことになりました。

（3）今後の予定も資料に記載のとおりです。

今回の案件について、軽微変更案件についてですけれども、本日承認いただいた後、完了公告と申出者への通知がなされます。

以上です。

議 長

ただいま説明がありました。

質問、意見ある方は発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、次に進みます。

続いて、変更案の協議に入ります。

軽微変更について説明をお願いいたします。

村山さん。

村山（農政課）主任 軽微変更についての説明になります。

申出者の方は、入山辺、里山辺、惣社の農地を耕作する兼業農家です。今

まで入山辺の事務所敷地内に農機具を置いておりましたが、耕作地から遠く不便であることから、新たに農業用倉庫の建設を計画いたしました。申出者の所有地及び他社の所有地で建設地を検討しましたが、条件を満たすのは申出地のみであったことから、申出地を選定しました。農業用倉庫として、敷地面積５２３平米を用途変更するものです。

以上、軽微変更１件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議 長 それでは、地元の委員から補足説明がありましたら、お願いします。
小笠原委員。

小笠原推進委員 この件は、聞いてないので、ごめんなさい。

議 長 はい、承知しました。
ほかの委員の方で何か質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 なければ、集約いたします。
農地に関わることでですので、農業委員の方に伺います。
軽微変更１件、５２３平米については、了承するとしたいと思いますが、承認していただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件については了承すると集約いたします。
次に、報告事項ア、スマート農業推進施策に係る専門的調査についてを議題といたします。
議会事務局の説明をお願いいたします。
中田補佐。

中田（議会事務局）課長補佐 それでは、よろしくをお願いいたします。
資料５４ページをお開きください。
スマート農業推進施策に係る専門的調査。
この間、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には多大なるご協力をいただきまして、どうもありがとうございました。
こちら、調査が完了いたしましたので、その件についてご報告するものになります。
着座で失礼いたします。

１番の趣旨でございますが、ただいまお話ししたとおりでございます。

２番の専門的調査の概要でございますけれども、（２）調査をしていただいたのが、関西学院大学法学部の小川大和先生、それから調査期間のほう

は、昨年の１２月定例会で議決後の２２日から、期間としては３月の末までという調査期間で実施をしたものになります。

３番の調査経過でございますが、調査に先立ちまして、７年、昨年の１１月に、まず認定農業者等に対するアンケート調査を実施させていただきまして、その際も、農業委員の皆様、農地利用最適化推進委員の皆様にはご協力いただきまして、ありがとうございました。

その後、アンケートの後に１２月から本格的調査が始まりまして、特に年明けの１月、農業委員会のブロックごとに小川先生のほうと各ブロックを回らせていただきまして、お忙しい中、皆様には大勢集まっていたいて、貴重なご意見をお伺いすることができました。誠にありがとうございました。

その後、その１月１３日からのところにも記載のとおり、農業委員の皆様のほかに、行政機関、こちらは県の普及センターのほうを含めてですけども、職員の方々へヒアリング、それからスマート農機を実際に導入されている、特に農政課のスマート農業推進事業補助金を活用して導入されている農業者の方へヒアリング調査を実施させていただきました。

最終的に、３月の末が調査期間でございましたので、３月２３日、一番下のところですけども、小川教授のほうから調査結果報告書のほうを議会にご提出いただきまして、同じ日にこちらの議員協議会室のほうで小川先生のほうから議員向けの報告会を実施させていただいたところでございます。

４番、調査結果報告書ということで、別添のとおりということで、カラーで結構分厚いんですけども、調査結果の報告書のほうを小川教授のほうから頂いております。

分量が多いため、特にご説明は省略をさせていただきますが、２ページから５ページ、最初の部分に要約というか、概要をコンパクトに小川教授のほうでまとめていただいておりますので、もしお時間なければ、そちらのほうで概略をご覧いただけると幸いです。

本日の資料の５４ページのほうにお戻りいただきまして、５番の議会における今後の取組み等というところでございますが、（１）でございますが、この調査については、令和８年度、今年度の松本市農林業振興条例の検証に向けての準備のための調査でございましたので、この調査結果を踏まえまして、今年度、令和８年度に条例の施行状況の検証を実施することになります。

特に、この間どうやって検証するかということも議会のほうで検討させていただいております、所管の経済文教委員会のほうで、特にスマート農業については経済文教委員会のほうで検証するということになっております。この５月にまた新しい委員会の委員の皆さんの任期が始まりますので、５月から本格的な検証の実施という形になります。

それから、（２）でございますが、最終報告書のほうは、議会のホームページのほうでも公表させていただいておりますので、そちらも参照していただければと思います。

説明は以上になります。

議 長

ありがとうございました。
ただいま説明がありました。
発言のある方は挙手で発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。
ありがとうございました。
次に、報告事項のイ、令和８年度農業委員会事務局及び農政担当課の職員体制についてを議題といたします。
事務局から説明をお願いいたします。
田中補佐。

田中局長補佐

それでは、報告事項のイ、農業委員会事務局及び農政担当課の職員体制について説明いたします。
別冊で右上に「報告事項６－（３）－イ」と書かれた冊子になりますが、こちらに農政に係る担当課であります農政課、耕地課の事務分担表をお配りしてあります。今後の活動及び必要なときに担当課や担当者の確認にご活用いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。
それぞれ事務局の関係は把握していただいておりますが、それぞれ農政課におかれましても、そういうメンバー表になっておりますので、具体的内容について、その担当の方に問い合わせさせていただくのがベストだと思いますので、またご理解をお願いしたいと思います。
何か質問、発言のある方はお願いします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。
次に、報告事項のウ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
田中補佐。

田中局長補佐

それでは、総会資料に戻っていただきまして、５５ページをご覧ください。
３月定例総会以降の主要会務報告についていたします。

3月31日から4月1日には、退職職員、新規採用職員、職員人事異動の辞令交付式に会長に出席していただきました。

4月10日、役員会を開催しております。

14日、松塩筑安曇農業委員会協議会定例総会が行われ、協議会代議員として出席しています。

23日、農地転用現地確認に塩原俊昭委員と齋藤委員に対応していただいております。

また、資料に漏れてしまって申し訳ありませんが、4月23日に農村女性協議会へ会長と山田委員が出席しております。

以上、よろしくお願いいたします。

続いて、56ページをご覧ください。

当面の予定を記載してあります。

5月21日、農地転用現地調査は、奥原委員と倉科委員ですので、よろしくお願いいたします。

25日から26日、安曇野市で開催される長野県19市農業委員会協議会通常総会に会長が出席いたします。

27日、第21回定時理事会、市町村農業委員会会長及び事務局長合同会議に会長が出席いたします。

来月の定例総会は28日になりますので、お間違えないようお願いいたします。

以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして、質問、意見等ある方は発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきを願いたします。

以上で報告事項は終了しました。

続きまして、その他の項目に入ります。

事務局より連絡事項をお願いいたします。

丸山主事。

丸山主事 農業委員会事務局の丸山です。

農業者年金と全国農業新聞についてご連絡です。

昨年度、定例総会の場をお借りして、7月に全国農業新聞の普及推進、10月に農業者年金の加入推進について委員の皆様にご協力いただくようお願い申し上げます。本年度も昨年度と同様、皆さまにお願いさせていただき予定でございます。少し先のお話にはなりますが、本年度もお力添えいただきますようお願い申し上げます。

本日皆様に農業者年金に関するチラシをお配りいたしました。加入推進の

際にご活用いただければと思います。

あわせて、４月１０日付の全国農業新聞に掲載されております青木前長野市農業委員会長の記事を個々にお配りしております。お時間のあるときにご一読いただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それぞれ、ほとんどの方が全国農業新聞取っていただいております。ご協力感謝いたします。

それでは、支援センターから、田中さん。

田中係長

松本農業農村支援センターからですが、本日、農業農村支援センターが欠席されております。本日は情報提供ということで、資料をご確認いただきたいということでありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございます。

田中係長

引き続き、本日欠席の委員の資料につきましては、各地区でお持ち帰りいただいて、会議結果と併せておつなぎいただくようお願いいたします。

また、該当地区の委員さんに事前に配付しました農地法関係の申請書類ですが、机の上にそのまま置いていっていただくようお願いいたします。

以上です。

議長

その他、全体を通じまして委員の皆様から何かありましたら発言をお願いします。

倉科農業委員

例えば農地法３条とか、利用権設定の関係で、案件毎月見ているんですけども、ちょっとやっぱり私、ほかの地域のことはよく分からないんですけども、自分の地域の中で見ると、本当にこの人農業やるのかなっていう人が農地を売買で手に入れたりとか、利用権設定で農地を借りるっていうのがあって、本当にちょっとこれは問題かな、問題になりそうかなっていうのはもうずっとチェックしているんですけども、昔よく言われた３年３作とかというのは農地法上規定がないものですから、国の指導の中で、令和４年ぐらいに地域で勝手にそういう３年３作を決めて運用するのはおかしいということで、今はさせてもらえないという状況だと思うんですけども、本来であれば、その自治体に任されている話なんで、３年３作ぐらいのことは松本市農業委員会としてはしっかり見ていくよぐらいのことを言えないのかというのをちょっと日々思っています。

例えば、会長、ほかの農業委員会の会長さんたちとよくお話をされると思うんですけども、そういった話題があるのかないのかというところの何か情報がありましたら、もうこれは無理だということであれば、それは事

務局のほうからご説明いただければいいと思うんですけれども、ちょっと非常に最近嫌な案件が多くて、ちょっと困っています。

議 長

基本的には、僕の範疇の中で、もう何年前かな。七、八年前くらいまでは、おっしゃるとおり、3年3作が明文化されてないんですけれども、内々の規約とか約束事の中で、それ、やっぱりそれがハードルの1つとして、新規就農者が取り組む。3年3作だけはやらなきゃいけない。基本的には、転売目的で所有権を得たり、賃借権を得たり、そういうハードルをつくって、それが内規というか、申合せみたいな形で進んでいた経過もあるんですが、ここ五、六年は全然そういう話も出てきません。

ただし、法的な立てつけの中で、4年前にああいうことで、農地の取得はフリーだよっていうことの中からの法律の立てつけがあって、その中で、我々松本市農業委員会としても、事務局の中で、極力、ただそういうフリーの立場じゃなくて、本当にやるかどうかという担保は法的には取れない話だもんで、事務局段階の手続の中ではそういう営みを現状してもらっているんですね。

そこで、法的と今、倉科委員がおっしゃったようなところ、整合性を取れるかどうかも含めて、また事務局にちょっとその辺、精査して、ちょっと考えて、考えてというか、調べてもらって、我々の意思としては、今おっしゃるとおりなんです。それぞれ現状している農家の皆さんが、そういうことによって苦勞するような場面があってはならないことだし、ただし法的にはというふうなことないもんですから、事務局のスタンスもそういうことでぜひお願いしたいし、我々もそういうこと駄目だとは言えないけれども、本当に厄介で、さっきの3条の話もあったとおり、ただ右から左へ法的に流すんじゃなくて、本当にやってもらうということをくぎを刺すというような営みは心がけてはいかなきゃいけないと思いますので、その辺は、ちょっと倉科委員、ちょっと猶予をいただいて、お願いしたいと思います。

ほかに。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。

議長を退任させていただきます。

ありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 1 8 番

議事録署名人 2 0 番
